

第 5 章 計画の推進にあたって

本計画の基本的な考え方である「外国人児童生徒が、社会の形成者として夢や希望をもって生活するために必要な能力や態度を育てる」ためには、教育委員会及び学校が、外国人児童生徒たちと共に学校生活を送る日本人児童生徒やその保護者、地域、国際交流団体、大学、企業と連携・協力しながら、それぞれが取組を進めていくことが重要です。

1 学 校

- 日本語指導者や関係団体等と連携・協力し、教職員は外国人児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に取り組みます。
- 外国人児童生徒の保護者に対して、情報発信・提供を積極的に行うとともに懇談の機会を充実させることにより、連携・協力を推進します。
- 国際理解教育や人権教育などの国籍を問わず互いに尊重し合う教育を推進するとともに、日本人の保護者や地域への意識啓発のための情報を発信・提供します。

2 関係団体

- 国際交流団体や大学、企業は、教育委員会や学校と連携しながら、外国人児童生徒や保護者に対して日本語習得や生活適応への支援、就学促進のための取組を推進します。

3 日本人児童生徒

- 国際感覚や人権意識を高めるとともに、言葉や国籍、生活習慣の違いを認め合い、互いに尊重・協力しながら外国人児童生徒と学校生活を送るよう努めます。

4 日本人児童生徒の保護者

- 言葉や国籍の違いにかかわらず互いを尊重し、外国人児童生徒と助け合うことの大切さを理解させる家庭での教育に努めます。
- 学校や地域の行事などにおいて、外国人児童生徒やその保護者と進んで交流し、望ましい人間関係をつくるよう努めます。

5 地 域

- 外国人児童生徒を取り巻く地域の住民が、それぞれの国の生活習慣や文化を理解し、外国人児童生徒やその保護者と進んで交流できるよう努めます。
- 外国人児童生徒とその保護者が、希望する進路の実現や子育てに取り組めるよう積極的な支援に努めます。
- 外国人児童生徒とその保護者が、地域の一員として安心して生活できるようにするため、地域の様々な人材やボランティアの参加・協力を得られるよう努めます。

6 教育委員会

- 庁内関係課との連携を図りながら、取組を総合的・計画的に推進するとともに、必要に応じて、取組の見直しや新たな取組を検討、実施します。
- 日本語指導者の派遣や初期日本語指導教室の開設等により、学校の取組を積極的に支援します。
- 日本語指導者研修の実施や指導資料の作成・配付など、必要に応じた指導・助言を行います。
- 外国人児童生徒の保護者に対して、日本語や生活習慣の理解状況に応じて本市の学校教育や子育てに係わる情報を発信・提供します。
- 日本人の保護者や地域への意識啓発のための情報発信・提供及び関係団体等との共通理解による取組の充実のための協力要請・連絡調整を行います。

外国人児童生徒やその保護者は、自ら日本語の習得や、学校・日本人児童生徒の保護者・地域の住民との連携・交流に努めることも大切です。

1 外国人児童生徒

- 学校や初期日本語指導教室での日本語学習に加え、家庭での自主学習や関係団体が実施する日本語講座等の機会を利用した学習に取り組みます。
- 学校行事や部活動等に積極的に参加し、自分の持つ文化的背景等のよさを生かしながら、幅広い人間関係をつくることに努めます。

2 外国人児童生徒の保護者

- 関係団体が実施する日本語講座等の機会を利用し、日本語の習得や日本文化の理解に努めます。
- 学校や地域の活動、関係団体の国際交流活動等に積極的に参加し、自分の持つ文化的背景等のよさを生かしながら、地域の一員としての人間関係をつくることに努めます。